

大阪府監査委員告示第16号

平成19年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年5月23日

大阪府監査委員	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	大島	章
同	中村	哲之助
同	磯部	洋

（通知文）

教委総第1254号  
平成20年4月22日

大阪府監査委員	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	大島	章	様
同	中村	哲之助	様

大阪府教育委員会委員長 生野 照子

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<通勤手当の支給事務について>

1 監査対象機関

枚方津田高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の支給事務において、病気休暇により勤務実態がないにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。

### 3 措置の状況

該当者に係る過払分の戻入手続を行い平成19年11月30日に返納されたことを確認しました。

今後、通勤手当の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。

#### <自己検査の実施について>

##### 1 監査対象機関

布施北高等学校

##### 2 指摘事項

業務関係

財務規則に規定する自己検査について、必要な回数を実施していなかった。

##### 3 措置の状況

平成18年度の反省にたつて、平成19年度の自己検査については、平成19年8月21日及び平成20年1月16日に実施し、その結果を会計指導課あて報告を行いました。

今後、自己検査に当たっては、財務規則の規定に基づき、適正に対応するよう努めます。

#### <通勤手当の支給事務について>

##### 1 監査対象機関

松原高等学校

##### 2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の支給事務において、産前産後休暇により勤務実態がないにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあつた。

##### 3 措置の状況

該当者に係る過払分の戻入手続を行い、平成19年11月26日に返納されたことを確認しました。

今後、通勤手当の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。

#### <行政財産の使用許可について>

##### 1 監査対象機関

羽曳野高等学校

##### 2 指摘事項

財産関係

学校敷地の上空に、電力会社の電線等が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。

##### 3 措置の状況

学校敷地の上空を占有する電力会社の電線等については、平成20年3月28日までにすべての移設を完了しました。

今後、公有財産の管理については、関係条例、規則の規定に則り、適正に行うよう努めます。

#### <通勤手当の認定事務について>

##### 1 監査対象機関

堺東高等学校

##### 2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず、認定されているものがあった。

##### 3 措置の状況

当該自家用自動車による通勤認定2件については、平成20年1月1日付けで公共交通機関利用及び自転車利用に変更しました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通知の要件に該当するか否かについて事実確認を十分に行ったうえで認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

#### <通勤手当の支給事務等について>

##### 1 監査対象機関

貝塚高等学校

##### 2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の支給事務について、産前産後休暇により出勤の実績がないにもかかわらず戻入手続が行われていないものや、非常勤の出勤簿において、勤務を要する日に押印していない箇所があるなど、適切な管理が行われていないものがあった。

##### 3 措置の状況

###### (1) 通勤手当の支給事務について

該当者に係る過払分の戻入手続を行い、平成19年12月12日に返納されたことを確認しました。

今後、通勤手当の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。

###### (2) 非常勤の出勤簿について

非常勤講師の出勤簿については、従来の職員室の各教諭等（非常勤講師を含む。）の連絡箱上から、教頭席上に設置場所を変更し、管理体制の改善を図りました。

今後、このようなことがないよう、大阪府高等学校等処務規程を遵守し適正な管理に努めます。

#### <非常勤講師の出勤簿について>

##### 1 監査対象機関

貝塚南高等学校

## 2 指摘事項

### 庶務諸給与関係

非常勤講師の出勤簿において、勤務を要する日に押印していない箇所があるなど、適切な管理が行われていないものがあった。

## 3 措置の状況

全非常勤講師に対し、出勤簿押印の義務、その重要性を再認識させる注意喚起を行いました。

今後、非常勤講師の日々の出勤状況を的確に把握するため、出勤簿を管理する者が出勤状況を確認できる位置に出勤簿を設置するとともに、出勤簿横に備え付けることとした週間授業受持ち時間一覧表に基づき事務担当者が日々押印状況の確認・点検を行うなど、厳正に対応し、大阪府高等学校等処務規程に則した適正な管理に努めます。

## <通勤手当の認定事務について>

### 1 監査対象機関

#### 堺工科高等学校

## 2 指摘事項

### 庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務において、定期券相当額を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。

## 3 措置の状況

職員会議の席上で全教職員に対し、通勤手当の変更に係る状況が発生した場合は遅滞なく報告するよう周知徹底するとともに、当該過払い通勤手当の是正については、監査実施日を事実発生日として将来に向けて訂正することとし、同手当の認定を変更しました。

今後、通勤手当の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。